（別紙）　様式１関係

監査の結果に基づく措置状況

監　査　対　象
選挙管理委員会事務局
指　摘
公民館を使用して、公職選挙法により認められた個人演説会等を開催する場合、施設の使用や費用の徴収に係る手続は公職選挙法に基づくべきところ、富山市公民館条例に基づく手続を行っていたため、改善を図られたい。
措　置　状　況
公民館を使用して公職選挙法の規定による個人演説会等を開催する場合の施設の使用及び費用の徴収に係る手続は、同法に基づき行う必要があることから、公民館を所管する生涯学習課と事務手続について認識を共有した。 施設の管理者（公民館長）は、選挙管理委員会の承諾・承認を得た上で、個人演説会等の開催に必要な設備の程度その他施設の使用に関する事項、公職の候補者等が納付すべき費用の額を定め、あらかじめ公表する必要があることから、各公民館に対し、当該手続を行うよう周知したところである。 今後は、公職選挙法に基づき適正な事務を行ってまいりたい。

（別紙）　様式１関係

監査の結果に基づく措置状況

監　査　対　象
教育委員会事務局　　西田地方公民館、五福公民館、呉羽公民館
指　　摘
公民館の使用承認を受けた者からの申し出により使用承認を取り消す際、館長の決裁を受けていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。
措　置　状　況
ご指摘の件については、使用承認事項の取消しや変更の申出に対応するための様式を整備することにより決裁漏れを防止することとし、令和８年10月１日から運用を開始することで、事務手続の統一及び適正化を図ることとした。 なお、この運用については、令和８年５月から７月にかけて研修会等を通じて全公民館に周知を図り、同年８月25日に通知したところである。 今後は、富山市公民館条例及び同条例施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

（別紙）　様式１関係

監査の結果に基づく措置状況

監　査　対　象
教育委員会事務局　　八幡公民館、呉羽公民館、生涯学習課
指　　摘
公民館を使用して、公職選挙法により認められた個人演説会等を開催する場合、施設の使用や費用の徴収に係る手続は公職選挙法に基づくべきところ、富山市公民館条例に基づく手続を行っていたため、改善を図られたい。
措　置　状　況
ご指摘の件については、選挙管理委員会事務局から施設管理者に対し、公職選挙法の規定による個人演説会等を開催する場合の事務手続や費用の徴収方法等について通知があった。今後は通知に従い、各公民館に対し、公職選挙法に基づく適正な手続の周知を図るとともに、新任館長研修等の機会を捉え、繰り返し周知徹底を図ってまいりたい。